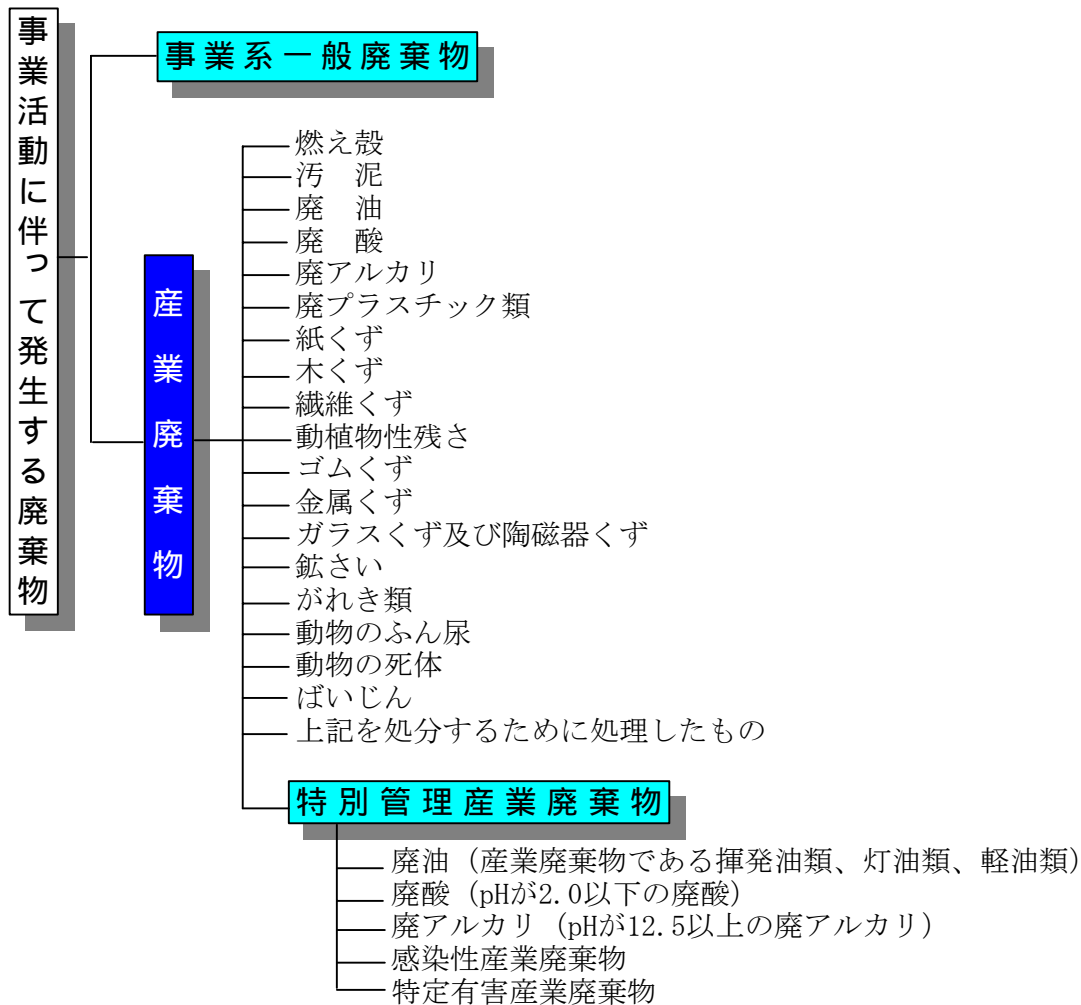


1. 廃棄物の現状について

1.1 あなたの会社の廃棄物処理の状況は？

1.1.1 廃棄物とは

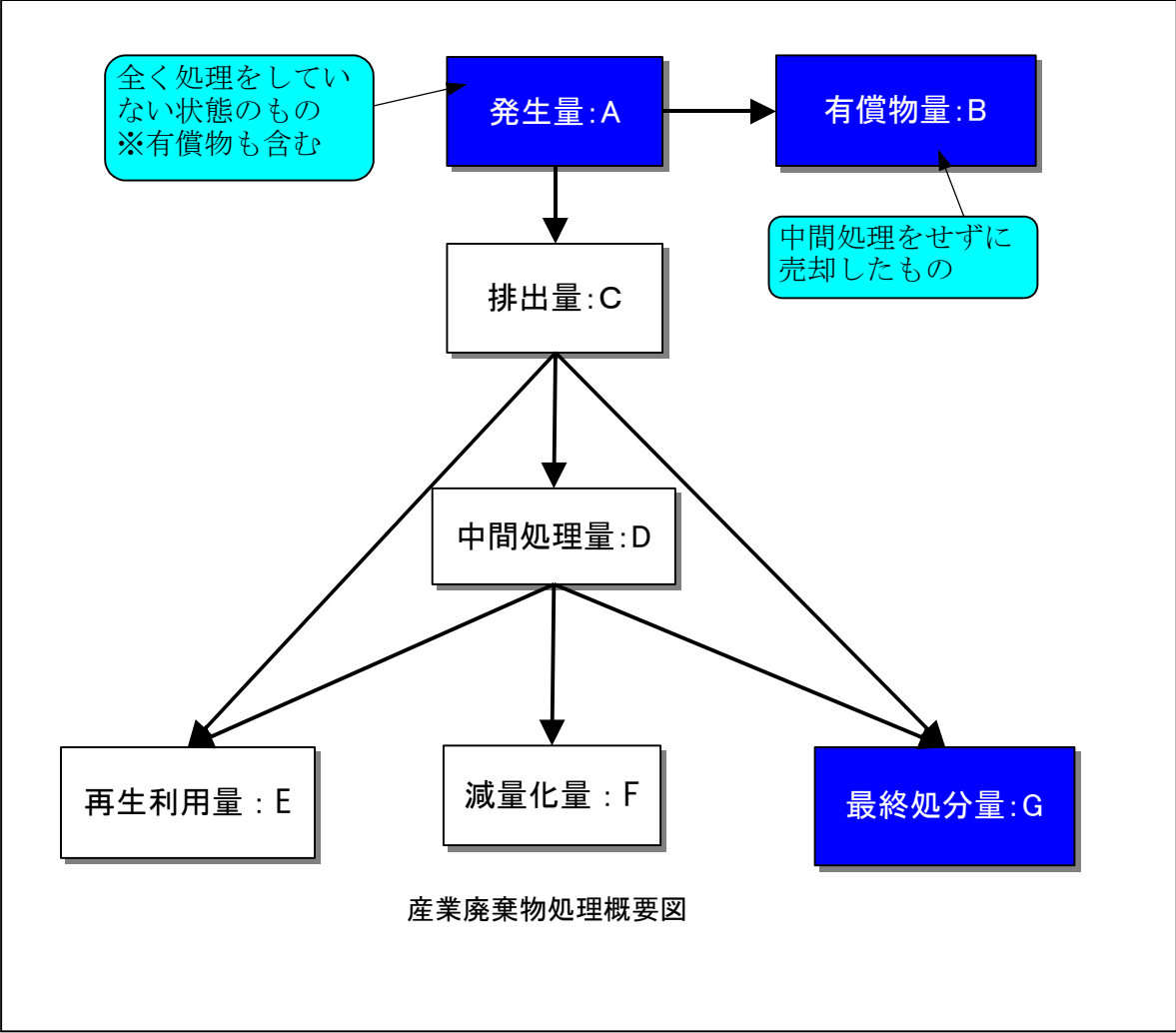
あなたの会社の事業活動によって発生する廃棄物は、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに大きく分けられます。



これらのすべての廃棄物について、適正処理、減量化に努めていただくことが必要ですが、このガイドラインでは基本的に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）について廃棄物の現状を把握する手順を示しています。

1.1.2 廃棄物処理について

まず、廃棄物処理の流れを理解し、あなたの会社で発生する廃棄物の発生量、有償物量、最終処分量を把握しましょう。

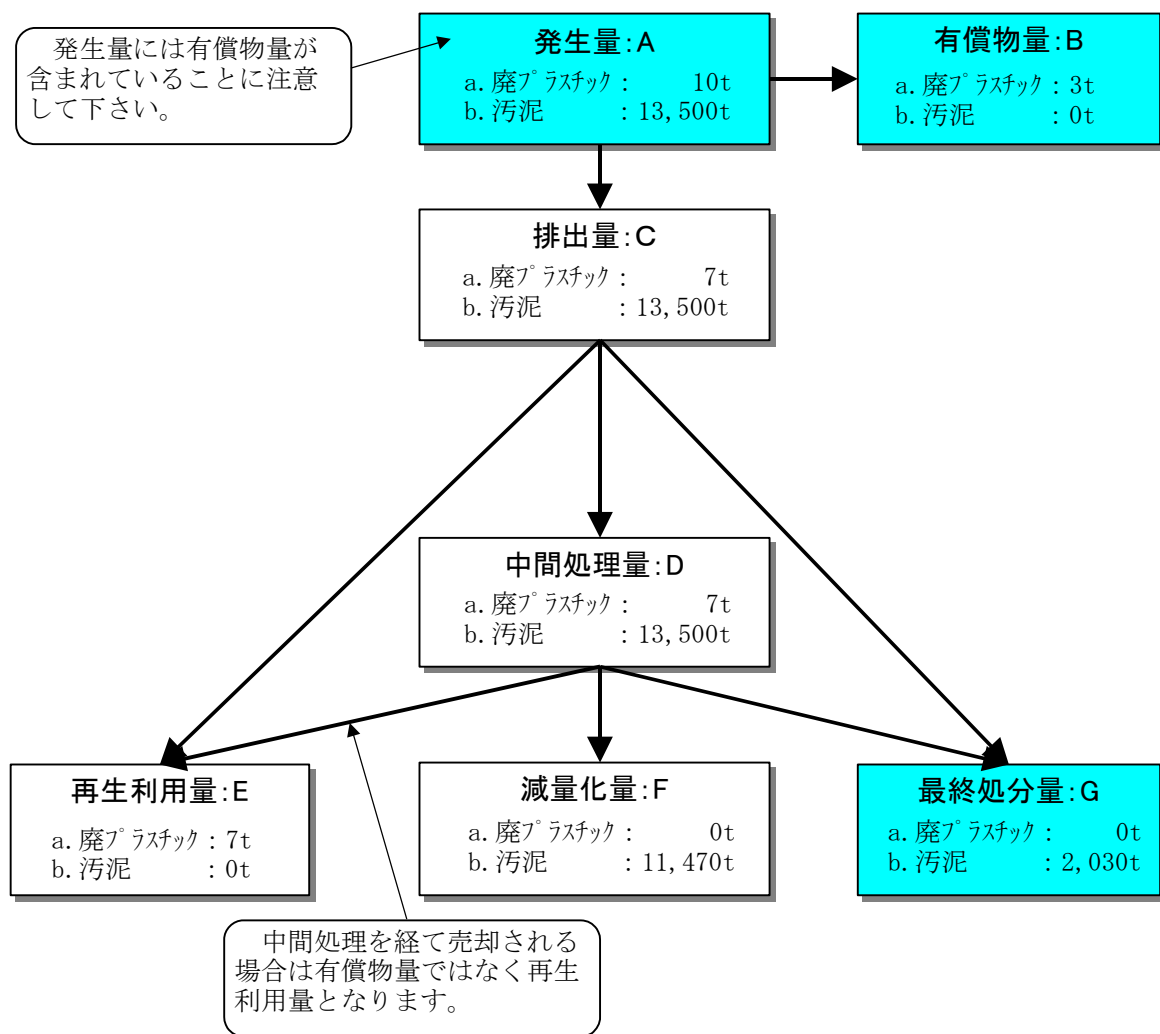


中間処理、再生利用、最終処分には自己処理（あなたの会社での処理）と委託処理（処理業者等による処理）とがあります。

1.1.3 量の把握を行いましょう

あなたの会社で発生する廃棄物の廃棄物種類ごとの
 ①発生量 (A) ②有償物量 (B) ③最終処分量 (G)
 を把握して下さい。

(例) A社(窯業・土石業)で発生する廃棄物は次の2種類です。
 a. 廃プラスチック: 10t → 3tをそのままB社に売却
 → 7tをA社内で破碎処理 → 処理後の残さ(7t)をB社に売却
 b. 無機性汚泥: 13,500t → 全量A社内で脱水処理 → 処理後の残さ(2,030t)を処分業者
 によって最終処分



1.2 発生量はどの程度？

あなたの会社における廃棄物の年間の発生量はどの程度でしょうか？奈良県基準値と比べてみて下さい。

あなたの会社において発生する廃棄物について、廃棄物の種類ごとに以下のような計算を行って下さい。

出荷額(※)あたり
発生量
(kg/百万円)

=

年間発生量
(kg)

÷

年間出荷額
(百万円)

※出荷額とは、製造品出荷額等(製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計)です。

(例) A社(窯業・土石業)の無機性汚泥の年間発生量は13,500(t)、年間出荷額は8,879(百万円)です。

$$A社における無機性汚泥の年間発生量 \cdots 13,500 \text{ (t)} = 13,500 \times 10^3 \text{ (kg)}$$

$$\text{出荷額あたりの発生量} = \text{年間発生量} \div \text{年間出荷額} = 13,500 \times 10^3 \div 8,879 = 1,520 \text{ (kg/百万円)}$$

<発生量 奈良県基準値>

(単位: kg/百万円)

業種	廃棄物種類	燃え殻	汚泥		廃油			
			有機性汚泥	無機性汚泥	一般廃油	廃溶剤	固形油	油でい
ゴム			0.2	0.5	2.7	0.2		
皮革								
窯業・土石				695.5		0.3		
鉄鋼				15.7	1.4			0.6
非鉄金属				111.6				4.3

※発生量の奈良県基準値は p25 を参照して下さい。

→ A社における発生量は、奈良県基準値よりも高い(発生量が多い)ことがわかります。

1.3 減量化率はどの程度？

あなたの会社における廃棄物の減量化率はどの程度でしょうか？奈良県基準値と比べてみて下さい。

あなたの会社において発生する廃棄物について、廃棄物の種類ごとに以下のような計算を行って下さい。

$$\begin{aligned}
 \text{①} \quad & \boxed{\text{排出量 (kg)}} = \boxed{\text{発生量 (kg)}} - \boxed{\text{有償物量 (kg)}} \\
 \text{②} \quad & \boxed{\text{減量化量 (kg)}} = \boxed{\text{排出量 (kg)}} - \boxed{\text{最終処分量 (kg)}} \\
 \text{③} \quad & \boxed{\text{減量化率 (\%)}} = \boxed{\text{減量化量 (kg)}} \div \boxed{\text{排出量 (kg)}} \times 100
 \end{aligned}$$

(例) A社において発生した無機性汚泥 (13,500 t) は、中間処理業者によって脱水処理された後、最終処分 (2,030 t) されました。

- ① 排出量 = 発生量 - 有償物量 = $13,500 \times 10^3 - 0 = 13,500 \times 10^3$ (kg)
- ② 減量化量 = 排出量 - 最終処分量 = $13,500 \times 10^3 - 2,030 \times 10^3 = 11,470 \times 10^3$ (kg)
- ③ 減量化率 = 減量化量 ÷ 排出量 × 100 = $11,470 \times 10^3 \div 13,500 \times 10^3 \times 100 = 85$ (%)

<減量化率 奈良県基準値>

(単位: %)

業種	廃棄物種類	燃え殻	汚泥		廃油		
			有機性汚泥	無機性汚泥	一般廃油	廃溶剤	固形油
ゴム			90.0	0.0	95.8	96.3	
皮革							
窯業・土石				77.7		95.0	
鉄鋼				40.0	95.9		0.0
非鉄金属				95.0	100.0		100.0

※減量化率の奈良県基準値は p25 を参照して下さい。

→ A社における減量化率は、奈良県基準値よりも高い（減量化が進んでいる）ことがわかります。